

東京都相撲連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は、東京都相撲連盟と称する。

(事務所)

第2条 この連盟は、東京都新宿区百人町1-15-20 日本相撲連盟におく。

(目的)

第3条 この連盟は、加盟団体及び会員相互の連絡融和を計り、アマチュア相撲界の健全な普及発展を図ることを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 競技会の開催
 - (1) 全国都道府県中学生大会東京都予選会・中学生体重別大会
 - (2) 東京都青年大会
 - (3) 東京都中学校大会
 - (4) 東京都高校大会
 - (5) 東京都国体予選会
 - (6) 東京都総合選手権大会
 - (7) 全国少年大会
 - (8) 東京都社会人体重別大会・東京都女子大会
 - (9) その他目的達成のため必要と認めた大会の主催、共催、後援
2. 靖国神社みたま祭奉納相撲大会の開催
3. 国民体育大会への参加
4. 指導者講習会の開催
5. 審判員養成のための講習会の開催
6. スポーツ・特に相撲に関する研究会の開催
7. 会員相互の親睦を図るための行事
8. 段位の審査並びに推薦
9. その他本連盟の目的達成のための必要な事業

第3章 会 員・組 織

(会員)

第5条 この連盟の会員は、相撲愛好者で総会及び理事会等に於いて承認された者、会員は会費を納入する。

(組織)

第6条 この連盟の組織は次の通りである。

1. 東京都内区市町村の相撲連盟
2. 東京都中体連相撲部会
3. 東京都高体連相撲部会
4. 前号に所属しないが連盟で認めた者

第4章 専 門 部 会

(専門部会)

第7条 この連盟の事業を円滑に遂行するため、次の専門部会を置く。

1. 総務部 年間行事の立案、企画に関すること
会議の連絡、議事録に関すること
その他連盟運営のための庶務全般
2. 財務部 金銭の出納、決算事務、予算原案の作成、財源の確保、経理全般
3. 競技部 競技会の準備・運営、選手登録に関すること
錬成に関すること
4. 審判部 競技会の審判に関すること
審判員に関する研究及び講習会等に関すること (審判員養成を含む)
5. 指導部 指導者の技術に関する研究及び講習会等に関すること (指導者養成を含む)
その他相撲普及指導全般に関すること
6. 組織部 加盟団体への協力、関連団体との連携
会員の獲得、会員名簿の整備
7. 広報部 宣伝及び啓蒙、普及に関する渉外担当
8. 記録部 競技会の記録に関すること
9. 女子部 女子選手の普及及び指導に関すること
10. 中・高体連部 中・高体連に関する全般諸務
11. 強化本部 各大会への連盟派遣選手の強化に関する全般庶務

第5章 役員

(役員及び職務)

第8条 この連盟に、次の役員をおき、それぞれの任務を遂行する。

1. 会長 一名 本連盟を代表し会務を総理する。
2. 副会長 若干名 会長を補佐し会長事故あるときはこれを代理する。
3. 理事長 一名 会長の命を受け本連盟を代表して会務を執行する。
4. 副理事長 若干名 理事長を補佐し事故ある時はこれを代理する。
専門部を主管しこれを補佐する。
5. 常任理事 若干名 部長及び副部長を兼ねて、重要事項を審理し常務を処理する。
6. 理事 若干名 重要事項を審議し会務の円滑な遂行に任ずる。
7. 監事 二名 会計を監査する。

(選任)

第9条 この連盟の役員を選出方法は次の通りとする。

会長、副会長、理事長、副理事長、監事は総会に於いて選出する。

常任理事は、理事の互選により選出し、理事は、加盟団体等の推薦により理事会の承認を受けた者を当てる。

(任期)

第10条 この連盟の役員は、二年間とする。ただし、補欠による役員は前任者の残任期間とする。

(特別役員)

第11条 この連盟の発展と、連盟運営の円滑推進を図るための提案、協力、相談を願うために名誉会長、顧問、参与、相談役、会友を置くことができる。

特別役員は任期は役員に準ずる、総会の承認を得て、会長より委嘱する。

第6章 会議

(会議)

第12条 定時総会、臨時総会、常任理事会、理事会、部会、その他会長が招集した会議

第7章 会計

(会計)

第13条 この連盟の経費は会費、役員分担金、加盟団体分担金、賛助会費、特別会費寄付、協力金、参加料、その他の収入金を充てる
段位審査料等は特別会計とする。

(会計年度)

第14条 この連盟の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌三月三十一日に終わる。

(収納金)

第15条 この連盟の収納金は、銀行又は郵便局に預金して保管する。

第8章 補則

(細則)

第16条 この連盟の大会並びに競技に関する規定、審判に関する規定、段位審査に関する規則等は日本相撲連盟の規定に準ずる。

(改正)

第17条 この規約の改正は、総会等の承認を経なければならない。

附 則

この規約は昭和三十五年十月一日より施行する。

改正規約附則

この規約は平成七年六月六日より施行する。

改正規約附則

この規約は平成十二年四月一日より施行する。

改正規約附則

この規約は平成十六年四月一日より施行する。

改正規約附則

この規約は平成二十九年四月一日より施行する。

改正規約附則

この規約は令和五年四月一日より施行する。